

【消費生活の窓口から】

給与の買い取りをうたった違法なヤミ金融にご注意を！

いわゆる「給与ファクタリング」などと称して、個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金を回収する業務は、貸金業に該当します。貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、違法なヤミ金融業者です（貸金業登録の有無は、金融庁 WEB サイト「[登録貸金業者情報検索サービス](#)」から検索できます）。

〈事例 1〉 年利換算で数百%にもなるような法外な利息を支払わされた。

〈事例 2〉 家族や勤務先へのしつこい電話や大声での恫喝といった違法な取り立ての被害を受けた。

〈事例 3〉 高額な遅延損害金を請求された。

【アドバイス】

◆違法なヤミ金融業者を絶対に利用しないようにしましょう。

「給与ファクタリング」の利用により、本来受け取る賃金よりも少ない金額しか受け取れなくなるため、

経済生活がかえって悪化し、生活が破たんするおそれがあります。

◆「借金ではありません」「ブラック OK」「即日入金」などの誘い文句に乗らないようにしましょう。

◆少しでも不安に思ったら、警察（# 9 1 1 0）や消費生活相談窓口、消費者ホットライン（局番なしの ^{いやや} 1 8 8 番）や以下の相談窓口にご相談しましょう。

・金融庁 金融サービス利用者相談室（☎ 0 5 7 0 - 0 1 6 8 1 1）（IP☎ 03-5251-6811）

・日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター（☎ 0 5 7 0 - 0 5 1 0 5 1）（IP☎ 03-5739-3861）

・多重債務相談窓口（東北財務局 山形財務事務所 理財課）（☎ 0 2 3 - 6 4 1 - 5 2 0 1）

専門の相談員が借入の状況などをお聞きし、必要に応じて専門家をご紹介します。

※詳しくは、金融庁 WEB サイト「[給与の買取りをうたった違法なヤミ金融にご注意ください！](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3